

住基ネットの活用状況と 住基ネット不接続団体に対する是正の要求について

平成21年10月15日
総務省自治行政局市町村課

福島県矢祭町への是正の要求

<経緯>

- 矢祭町は住民基本台帳ネットワークシステムに不接続状態(H14. 8. 5~) = 違法状態
(現在、不接続団体は国立市、矢祭町のみ。杉並区はH21. 1. 5に接続済み。
国立市については、H21. 2. 13に総務大臣から東京都知事に対して是正の要求の指示を行い、
H21. 2. 16に東京都知事から国立市長に対して是正の要求を行ったところ。)
- 福島県知事より是正の勧告を二度実施(H15. 6. 4、H21. 3. 17)

是正の要求

- 矢祭町に対して是正の要求を行うよう、総務大臣より福島県知事に対して指示を行い(H21. 8. 11)、
矢祭町には是正の要求がなされた(H21. 8. 12)。

総務大臣 — (指示) —> 福島県知事 — (是正の要求) —> 矢祭町長

「是正の要求の指示」の要件(地方自治法第245条の5②)

「市町村の事務の処理が、法令の規定に違反していると認めるとき、又は、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」

「是正の要求」の法的効果

福島県知事から是正の要求を受けた矢祭町は、違法を是正するため必要な措置を講ずる義務を負う。

住民基本台帳ネットワーク不接続に係る福島県矢祭町への是正の要求の現状

- 総務大臣は、8月11日、矢祭町に対して是正の要求を行うよう、福島県知事に対し指示。同月12日、福島県知事は、矢祭町に是正の要求を行った(地方自治法第245条の5第2項及び第3項)。
- 矢祭町は、是正の要求に不服がある場合は、是正の要求があった日(8月12日)から30日以内(9月11日)に、総務大臣に自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申し出をすることができ(地方自治法第251条の3第1項)、自治紛争処理委員の勧告に不服があるときは、矢祭町は、高等裁判所に提訴できる。
- この期間を経過した後は、矢祭町は、当該是正の要求について審査の申出をすることはできない(審査の申出をしなければ裁判上争うこともできない)。
- 矢祭町は、いまだ住基ネットに接続しておらず、また、自らの事務処理の適法性や当該是正の要求の違法性を自治紛争処理委員の審査の申出という手段により主張しないまま、審査申出期間(30日以内)が経過している。

不参加団体の状況

不参加団体の状況

①東京都国立市（人口約7万4千人）

- ・平成14年12月27日から不参加
- ・東京都知事から是正の勧告（平成15年5月30日、平成20年9月9日）
- ・総務大臣から東京都知事へ是正の要求の指示（平成21年2月13日）
→東京都知事から是正の要求（平成21年2月16日）

②福島県矢祭町（人口約7千人）

- ・住基ネット第1次稼働当初（平成14年8月5日）から不参加
- ・福島県知事から是正の勧告（平成15年6月4日、平成21年3月17日）
- ・総務大臣から福島県知事へ是正の要求の指示（平成21年8月11日）
→福島県知事から是正の要求（平成21年8月12日）

※ 東京都杉並区（人口約52万人）

- ・住基ネット第1次稼働当初（平成14年8月5日）から不参加
- ・東京都知事から是正の勧告（平成15年5月30日）
- ・国及び東京都を提訴（平成16年8月24日）→ 最高裁決定（平成20年7月8日）
→ 杉並区長は住基ネットへの参加を表明（平成20年7月16日）
→ 平成21年1月5日から住基ネットへ参加

住基ネット不接続に伴う当該市町村の住民に生じる不利益

- 年金の現況届に係る届出書を提出することが必要
- パスポート申請等の際に住民票の添付が必要
- 住基カードに格納された電子証明書を使用しての国税の電子申告(e-Tax)による税額控除の機会が奪われている。
- 住基カードを有する者は、当該者が郵送による付記転出届を行うことで、転出証明書を要せず転入手続を行うことができるが、住基カードが交付されないため、転出に際しては市町村に出向き、転出証明書の交付を受ける必要がある。
- 住基カードが発行されないので、発行希望者があっても身分証として活用できない。
- 住民票の写しの広域交付を受けることができない。
- 年金未統合記録の住基ネットを活用した解明の道が閉ざされている。

住基ネット不接続に伴い、国・都道府県に生じる不利益

○国の行政機関・都道府県は、住基法で定められた利用事務を実施するに当たり、住基ネットに不接続である当該団体の住民に関する本人確認情報については、住基ネットを通じて提供されない。

○このため、住基ネットを活用する国の行政機関・都道府県において、当該市町村の事務処理のための特段の体制が必要となるなど、行政効率化の阻害となる。

例えば…

- ・ 年金の受給に関して、社会保険庁では当該団体の住民につき、現況届の印刷、その郵送費用だけでなく、郵送による現況確認に係る事務体制（処理システムや人員など）を整備する等事務負担が生じる。
- ・ 年金受給者の現況確認が間に合わず、年金過払いといった状況が生じうる。
（通常、原則として年金支払の都度（年6回）住基ネットを通じて現況確認を行うところ、当該団体の住民については年1回の葉書による現況届によるため、タイムラグが生じ、また、手続漏れ等による誤った支払停止の要因ともなり得る。）
- ・ 住基ネット活用による年金未統合記録の解明が、当該団体の住民について進展しない。
- ・ 都道府県においては、パスポートの申請時に住民票の写しによる確認を要するなど、別途の取扱いが必要。

住基ネット不接続に伴い、他の市町村に生じる不利益

- ・ 転入してきた者に係る転入通知（法第9条、全国で年間約400万件）については、転入先団体から転出元団体に通知する必要があるが、不接続団体が転出元である場合には住基ネットを通じた通知ができないため、転入先団体において文書作成・郵送に係る事務負担が生じる。
（不接続団体が転入先である場合には、転出元団体は郵送による転入通知を受けることとなり、別途の取扱いが必要となる。）
- ・ 本年の住基法改正により、戸籍の附票の記載の修正に係る通知（法第19条（※））も住所地団体から本籍地団体に対して住基ネットを通じて行うこととなったため、不接続団体が住民の本籍地である場合には、住所地団体において文書作成・郵送に係る事務負担が生じる。
（※）戸籍の附票の記載の修正等は全国で年間約1,380万件あるが、本籍地と住所地が同一市町村である場合等、通知が不要な場合も一部含まれる。
（不接続団体が住所地である場合には、本籍地団体は郵送による通知を受けることとなり、別途の取扱いが必要となる。）
- ・ 住基カードを有する者は、当該者が郵送による付記転出届を行うことで、転出証明書を要せず転入手続を行うことができるが、不接続団体が転入先である場合は、このメリットを享受することができない旨、転出元団体が住基カードを有する者に注意喚起を行う必要がある。
- ・ 本年の住基法改正により、住基カードを有する者は他の市町村への転入後もその住基カードを引き続き利用できることとなるが、不接続団体が転入先である場合には、住基カードの利用ができず、また、住基カードを有している限り転出証明書による転入手続ができないため、転出元団体は住基カードの確実な返納を求める必要がある。

住基ネットによる本人確認情報の利用状況

住基法に定められた国の行政機関等、地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報を提供

- ・ 旅券の発給申請
- ・ 厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・ 厚生年金、国民年金の被保険者の資格の取得の届出
- ・ 厚生年金・国民年金等の支給
- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 司法試験の実施
- ・ 建設業法による技術検定の実施

等

- 国の行政機関等に対し約1億1000万件の情報提供
- 地方公共団体において年間約440万件の情報提供

そのため

- ※ 年間約3600万人分の現況届等が省略
- ※ 年間約460万件の住民票の写しの添付が省略

市町村間のやりとりのオンライン化

- 年間約410万件の転入通知をオンライン化
(約560万人分)

厚生年金・国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出の省略(H23.4～目途)

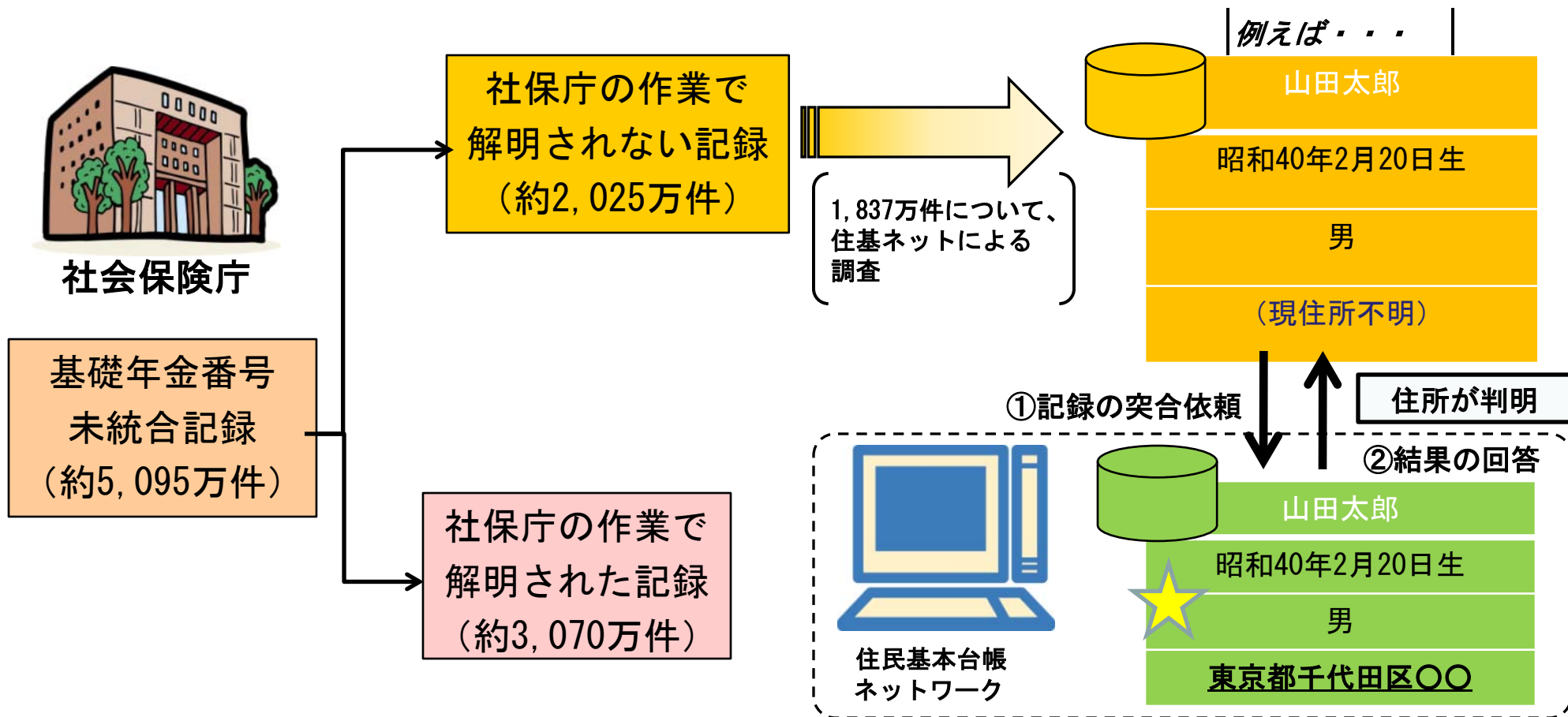
- 被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止

〈注〉本人確認情報とは、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コードとこれらの変更情報をいう。

(※数値は平成20年度)

住基ネットによる効果は、事務効率化等によるものが約2700万時間/年(時給換算で約420億円)、郵送切手代の削減によるもの約80億円/年とあわせて、約400億円/年を超える効果と試算(H21.4)

年金未統合記録の住基ネット活用による解明



- 上記突合の結果、**約314万件**の記録について、不明であった住所情報等が判明
- そのうち、社会保険庁では、年金受給要件を満たす方（約3万人）に対して、年金記録の確認のお知らせを送付
- ※このほか、加入期間が10年以上25年未満の方（約24万人）などにもお知らせを送付する方向